

(4) いじめ防止基本方針

<目的>

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである」という共通認識のもと、児童が安心・安全のもとに学び、生活できる学校、地域をつくる。
- (2) 学校、保護者、関係施設、地域が連携して一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組む。

<重点課題>

いじめ0の学校に

- ・居場所づくり(児童理解)
- ・絆づくり(人間関係力)
- ・自分づくり(自己有用感)

<重点項目>

- ・アンケート, 個人面談
- ・相談体制, 引継
- ・共生する活動
- ・教科等の指導

<めざす児童像>

仲良く 助け合う 心豊かな子ども

- ・ いじめをしない子ども
- ・ いじめをゆるさない子ども
- ・ いじめを見のがさない子ども

いじめ対策委員会

学校関係者

校長, 教頭

教務主任, 生活指導主任, 学年主任, 養護教諭
特別支援コーディネーター, 該当学級担任

* 定期又は随時に会を開く。

専門家・外部関係者

- ・スクールカウンセラー
- ・学校サポーター
- ・子育て応援隊

* 必要に応じてスクールソーシャル
ワーカーの派遣を要請する。

PTA・地域

- ・橘小学校PTA, 育成協
- ・子どもを守るネットワーク会議
- ・自治会連合会, 民生児童委員
- ・学校評議委員, 学校警察連絡協議会
- ・学童保育

長崎市教育委員会

- ・連絡協議会
- ・いじめ対策プロジェクト
チーム
- ・子どもサポート課
- ・長崎こども女性障害者支
援センター

児童会

- ・平和集会への取組
- ・人権集会への取組
- ・他人から承認される喜
びを味わえる取組

(いじめの定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはいけない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの予防

- ① 校内指導体制の確立
 - ・いじめの兆候と見られる行為は見逃さず対応し、管理職員へ報告する。また、学年会や児童理解の会で報告を行い、教職員全員の共通理解の下、重大な事案になる前に対応にあたる。
 - ・いじめに関する職員研修を行い、児童観察力や対応力を高める。
- ② いじめを自分たちの問題と捉えられる児童の育成（自己指導能力の育成）
 - ・人権教育により、自己肯定感や社会性を培う取組、共感的人間関係を育成する指導・支援を行う。
 - ・道徳の時間の指導改善を図り、いじめ防止や生命尊重を狙いとした道徳の時間の指導や取組を実践する。「長崎っ子の心を見つめる教育週間」「平和・人権集会」
 - ・児童会活動等において児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導支援する。
「なかよし集会（人権集会）」「学年集会」
- ③ 家庭・地域社会との連携強化
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知を図り、家庭やPTA、地域の関係団体とともにいじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ発見、根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

いじめの早期発見

- ① 本人の訴え
 - ・いじめに関するアンケートや個人面談を行い、児童の悩みやいじめの実態をつかむ。
「なかよしアンケート」（毎月第2週）「対話ウィーク（個人面談）」（学期1回以上）
- ② 教職員による発見
 - ・日常の観察により、児童の些細な変化や問題を見逃さず、相談、指導、記録を行う。
 - ・気になる児童や児童の抱える問題について、全体の場で情報交換、研修を行う。
「児童理解の会」（毎週金曜日） 「児童理解研修会」（学期1回）
- ③ 他からの情報提供
 - ・スクールカウンセラーによる児童、保護者への相談窓口の開設
 - ・PTAによる相談窓口の開設 ・地域からの情報収集（民生委員、学童保育、各団体）

いじめに対する措置

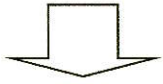
- ① 組織的な対応
 - ・特定の教員で抱え込まず、学年主任、「いじめ対策委員会」へ報告し、会を中心に組織的に対応する。
- ② 児童への指導・支援
 - ・いじめられている児童に対しては、味方となって守るという姿勢を貫き、カウンセリング等を行い不安を取り除き、安心して学校生活を送れる体制を整える。
 - ・いじている児童に対しては、いじめの事実を確認し、いじめは決して許されない卑怯な行為であることを理解させ、反省して謝るように導く。いじめ行為の背景にあるものにも目を向ける。

重大事態発生時の取組

- ① 報告 ・発生を報告を直ちに行う。「学校→教育委員会→市長」
- ② 調査 ・教育委員会の指示の下「いじめ対策委員会」において行う。十分な結果・効果が得られない場合は教育委員会が主体となって行う。
 - ・情報発信、報道対応については窓口を一本化し、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した発信を行う。
- ③ 再調査 ・市長は必要があると認めるとき、特別な利害関係を有しない第三者委員会において再調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報取得



「児童観察」「なかよしアンケート」「心の天気」「個人面談」
「保護者・地域住民からの通報」

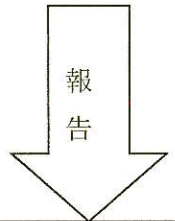
- 遊びや悪ふざけ等もいじめではないかと疑い、軽微なものの情報も取得・記録しておく

情報キャッチャー



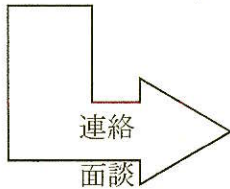
- いじめを直接発見した場合は、その行為をやめさせ、被害者の安全を確保する。
- 児童の話聞き、情報を正確に捉え、速やかに関わりのある職員に連絡し、組織で対応する。(一人で抱え込まない)

担任・学年主任
生活指導担当



報告

教頭・校長

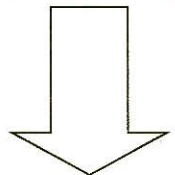


連絡・面談

該当児童保護者

- 速やかに関係児童から事情を聴取し、いじめ対策委員会と連携していじめの事実の有無を確認する。

いじめ対策委員会



報告・連

市教委・関係諸機関

- 関係児童からの聞き取りや全体への調査を行い、今後の指導・支援体制を組む。
- 必要に応じ、PTA・地域・関係諸機関等の協力を得ながら対応にあたる。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すと共に、被害児童にとって信頼できる人(友人・教員・家族・地域の人・SC等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- 加害児童へは、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。

周囲の児童への指導

- 自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に即日家庭への連絡・訪問(被害者、加害者)を行い、事実関係、今後の学校との連携方法を伝える。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、全職員の共通理解のもと、組織的に適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

いじめられている子どもについて

- 学校で
 - 衣服の汚れ、破れが頻繁
 - 頭痛・腹痛・吐き気が頻繁
 - 元気なく浮かない顔をしている。
 - 教師と視線を合わせない。
 - 周りの友だちに気を遣っている。
 - なかよしグループから離れた。
 - 嫌なあだ名で呼ばれている。
 - その子の席に座ろうとしない。
 - 友だちから忌避されている。
 - 机や鞆の中などが荒らされている。
 - 物が隠されたり、壊されたりしている。
 - 実名やあだ名で落書きがされている。
 - 写真などの顔にいたずらされている。
 - 早退、遅刻、欠席が目立つ。
 - 発言や活動に周りの賞賛が得られない。
 - 発言に笑いや冷やかし、無視がある。
 - プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。

○ 家庭で

- 服装が乱れ、汚れている。
- 持ち物がなくなり、壊れている。
- 金品を持ち出したり、必要ないお金を持っていたりする。
- 成績が急に下降している。
- おどおどし、感情の起伏が激しい。
- 朝の起床や登校が遅くなり、登校を渋る。
- 体や顔に傷がある。
- 友だちの話をしなくなる。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- 友達との交わりをさげ、外出したがない。

いじめている子どもについて

- 買ってやった覚えのない品物を持っている。
- お金の使い方が荒くなる。
- 友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す。
- 友達との電話で命令的な口調で話す。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いが悪くなる。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	引継、いじめ防止研修会、なかよしアンケート	10月	なかよしアンケート、個人面談
5月	なかよしアンケート、個人面談	11月	なかよしアンケート
6月	なかよしアンケート、平和集会への取組 長崎っ子の心を見つめる週間	12月	なかよしアンケート なかよし集会（人権集会）への取組
7月	なかよしアンケート、個人面談	1月	なかよしアンケート
8月	いじめについての研修会	2月	なかよしアンケート、個人面談
9月	なかよしアンケート	3月	なかよしアンケート

様々な相談機関

電 話 番 号

相 談 時 間

こども総合相談（子育てサポート課）	822-8573 825-5624	8:45～17:30（月～金） ホームページ「e-kaou」から相談のフォームへ
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～17:00（月～金）
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00～20:50（月～金）
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
子どもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）